今後の発注者のあり方に関する中間とりまとめ(案)



参考資料1

今後の発注行政のあり方

〇平成26年の品確法の改正やi-Constructionの推進、働き方改革への取組の加速化等、昨今の公共事業を取り巻く課題を踏まえ、良質な社会資本を国民に持続的に提供し、生産性向上や働き方改革、品質管理システムの高度化等の実現を図るとともに、持続可能な建設生産・管理システムへの変革、「地域の守り手」としての建設業の育成、受発注者協働による品質確保及びこれに対する国民の信頼性向上等を図るため、今後の発注行政の方向性を取りまとめ。

【①企業評価・技術者評価等のあり方】

- ○多様な企業評価や発注標準の仕組みの構築
- -全国・ブロック企業、地域企業、専門工事企業などの企業群毎に、新技術・工法等の 開発、働き方改革等も加味した多様な企業評価
- 一企業自らが経営戦略に応じて、市場を選択できる制度の導入
- 一今後の大量維持更新時代に対応できる工種や等級の見直し
- 〇地域の守り手を確保する仕組みの構築
- 一高い技術力や現場力を保持している企業が、より大きな規模の工事へ参加できるようなインセンティブのある制度の構築
- 毎年一定の工事量が発注される維持修繕工事や小規模工事について、フレームワー ク方式の導入を法的位置付けも含めて検討
- 〇プロモーションを可能とする技術者評価の仕組みを構築
- 測量・調査・設計業務や工事等に関する技術者データベースの統合運用、監理技術者の代替制度の導入、企業のバックアップ体制の評価等

【②入札契約方式のあり方】

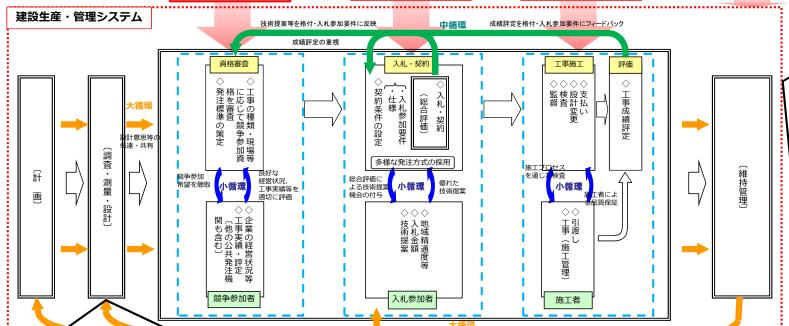
- 〇価格と技術に優れた契約相手方の選定
- 一企業、技術者、技術提案等をバランス良く配点、新技術の導入を推進する等のテーマの設定、チャレンジ型等の拡大、複数の発注機関において技術的評価の相互利用等
- ○現場条件や環境に見合った積算システムの改善
- ーICT等の活用による効率的かつ即時的な施工データの収集等の積算システムの改善 ー単価契約やコストプラスフィー契約などの多様な契約方式の検討
- 〇工事の特性に応じた多様な入札契約方式の採用
- 一技術提案・交渉方式の拡大
- 一者応札が続く工事等については、複数年契約や確認公募型の随意契約の適用の 拡大、再度の入札に付しても落札者がない場合に随意契約できる仕組みなどを検討
- ─「災害復旧における入札契約の適用ガイドライン」の普及・拡大
- 〇政策推進のための施策や評価項目の設定

【③監督検査のあり方】

- 〇工事品質の信頼性の向上
 - 監督・検査に関する人員の確保
 - 一公共工事の品質確保や不正防止のため、新技術を導入し、計測データや映像等による電子データによる状況確認への転換
- -長期性能保証付契約の活用や「公共工事長期品質保証制度(仮称)」の創設
- ○監督・検査業務や品質管理の効率化
- ISO等を活用した受発注者の協働による品質管理マネジメントの構築
- 第三者品質証明に携わる技術者資格制度の創設
- 一受発注者双方において不断に書類の統一化・簡素化、情報共有システム(ASP)等の活用、3次元データ等による監督・検査業務の効率化・合理化等

①企業評価・ 技術者評価等の あり方について

②入札契約方式の あり方について ③監督検査の あり方について ④大循環をはじめとした 建設生産・管理システム 全体のあり方について



【4)建設生産・管理システム全般】

- ○中長期的な担い手の確保・育成 ○建設生産・管理システムにおける 効率的・効果的な大循環の実現
 - -CIMモデルを活用した三次元データを基盤と する公共工事情報プラットフォームの構築
 - 一既設計成果等の3次元データへの転換及び 新規の調査・測量・設計業務のCIMモデルに よる3次元データの納品義務化
 - Oi-Constructionの推進や新技術導入 促進
 - -CIMモデルに関する標準的な仕様の整備及 び測量・調査・設計・施工・維持管理で一気通 貫の流通・利活用の推進
 - ースランプなど品質規定の見直しや、プレキャスト製品やハーフプレキャスト等の規格の標準 化に関する技術基準の策定
 - -公共事業の科学技術イノベーション転換の推 進
- 〇公共事業のマネジメントの向上
- 中長期的な建設投資の見通し等の公表
- 一発注体制の補完や技術職員が少ない地方公共団体等の支援に関し、事業促進PPP制度等の導入、必要な人材を登録する制度等
- │○海外展開の促進
- 海外実績、成績等の国内工事への活用

(4)建設生産・管理システム全般)

- 〇計画・調査・測量・設計分野の改革
- ープロポーザル(企画提案)方式、総合評価落札方式、価格競争方式の適正なバランス、ダンピング対策に努める
- 一週休2日を前提とした適正な契約期間の確保、3月納期集中の緩和等の業務の平準化
- 工事に入る際の三者会議の開催に加え、**設計に入る際の三者会議の開催**
- 一地盤情報の統合、共有化したデータベース及び品質の評価を行う制度等の構築

(5) 建設工度・自在ノベノム主放

今後の発注者のあり方に関する中間とりまとめ方針(案) 目次

今後の発注者のあり方に関する基本問題検討部会

- 1. はじめに
- 1)公共事業を巡る最近の動向
- 2) 今後の発注行政のあり方
- 2. 企業評価・技術者評価等のあり方について
- 1)課題と主な意見
- 2) 各課題に対する今後の方向性
 - ①多様な企業評価や発注標準の仕組みの構築
 - ②地域の守り手を確保する仕組みの構築
 - ③プロモーションを可能とする技術者評価の仕組みの構築
- 3. 入札契約方式のあり方について
- 1)課題と主な意見
- 2)各課題に対する今後の方向性
 - ①価格と技術に優れた契約相手方の選定
 - ②現場条件や環境に見合った積算システムの改善
 - ③工事の特性に応じた多様な入札契約方式の採用
 - ④政策推進のための施策や評価項目の設定
- 4. 監督検査のあり方について
- 1)課題と主な意見
- 2)各課題に対する今後の方向性
 - ①工事品質の信頼性の向上
 - ②監督・検査業務や品質管理の効率化
- 5. 建設生産・管理システム全般について
- 1)課題と主な意見
- 2)各課題に対する今後の方向性
 - ①中長期的な担い手の確保・育成
 - ②建設生産・管理システムにおける効率的・効果的な大循環の実現
 - ③計画・調査・測量・設計分野の改革
 - ④i-Construction の推進や新技術導入促進
 - ⑤公共事業のマネジメントの向上
 - ⑥海外展開の促進

今後の発注者のあり方に関する中間とりまとめ方針(案) 【抜粋】

③計画・調査・測量・設計分野の改革

(現状認識)

- ・建設生産・管理システムのマネジメントを効果的・効率的に行うためには、計画・調査・測量・設計業務における品質確保、情報の流通・利活用、共有化を図る必要。
- ・品質確保に関しては、低入札価格調査等のダンピング防止対策、3月納期集中を緩和する業務の平準化等が課題。また、競争参加者が多い場合における受発注者双方の業務量の増大、総合評価方式等における技術評価点差の縮小、設計成果品の修正箇所が多いことなども課題。
- ・情報の流通・利活用に関しては、電子納品保管管理システムへの格納率は約5割と低く、前段階の業務成果が次の段階の業務へ利活用されているとは言い難い。
- ・「地下空間の利活用に関する安全技術の確立について(平成 29 年 9 月、社会資本整備審議会・ 交通政策審議会答申)」に基づく「官民が所有する地盤及び地下水等に関する情報の共有化」な ど、建設生産・管理システム全般に渡って、情報共有化に資するデータベースの構築や、他の情 報も取り入れた利活用システムの構築が急務。
- ・関係する産業界への入職者の減少、技術者等の高齢化等に対処する持続可能な人材育成を支援する必要。
- ・厳しい財政状況等を踏まえ、今後、技術職員が少ない地方公共団体等に対しては、関連する産業 界が発注業務の代替者としての役割を担うため、関係する契約制度、人材育成が必要。

(今後の方向性)

- ・当該業務の入札契約方式として、プロポーザル(企画提案)方式、総合評価方式、価格競争方式があるが、業務内容に応じた適切な方式の選定に努めるとともに、企業、技術者、技術提案評価の適正なバランスに努めるべき。
- ・競争参加者の募集にあたっては、新規参入を希望する企業の参加機会の確保、若手・女性技術者の参加機会の拡大、地域企業の受注機会の確保等に努めるとともに、技術者単価の改善等によって持続可能な産業として発展できるよう支援するべき。
- ・技術者単価に関しては、関係する業務の難易度、進め方、品質管理の状況、新技術の適用状況 等を踏まえ、不断の見直しを行うべき。
- ・業務成果の品質確保を図るために総合評価方式における履行確実性評価等のダンピング対策に引き続き努めるとともに、<u>週休2日を前提とした標準的な契約期間を設定する履行期間設定支援システムの構築及び普及・拡大等による適正な契約期間の確保、国債や繰り越し手続きの活用による3月納期集中の緩和等の業務の平準化に努める</u>べき。
- ・設計成果の品質確保を図るため、発注者は現場状況を適切に把握するために必要な測量及び地質調査等を実施した上で、適切に設計業務の発注条件を定めることとし、これらの業務遂行に最適な契約のあり方について検討するべき。
- ・前の段階から次の段階へ的確に情報伝達を行うために、<u>工事に入る際には、引き続き、発注者、</u> 施工者、設計者による「三者会議」を原則開催するとともに、設計に入る際にも、関係者による「三

者会議」を開催するべき。

- ・地下工事の安全技術を確立するため、国土交通省及び国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所が所有する地盤情報データベース(Kunijiban)を中心に、関係する産業界等と連携して、官民が所有する各種地盤情報を統合、共有化した「地盤情報データベース(仮称)」を構築するとともに、格納された情報の信頼性の確保、品質の評価を行う制度等の構築について法的な位置付けも含めて検討するべき。
- ・特に、測量及び地質調査業務については、建設生産・管理システムの上流工程に位置することから、流通するデータの品質確保が図れるような評価・検証システムを構築するべき。